

令和5年度埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会 実施要領

1 目的

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行い、もって盲ろう者の福祉の充実を図ることを目的とする。

2 主催

社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（県委託事業）

3 受講資格

令和6年3月31日現在満20歳以上で、県内に居住または通勤・通学し、令和6年度より埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員として活動する意欲のある者。かつ以下の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) 県または市町村の手話通訳者・要約筆記者
- (2) 手話通訳者養成カリキュラムによる講習会を修了した者
- (3) 要約筆記者養成カリキュラムによる講習会を修了した者
- (4) 現在すでに、点字・点訳等視覚障害者の活動に関わっている者
- (5) 現在すでに「盲ろう者・児」の活動に関わっている者

※ (4)(5)を条件に申し込む場合については、聴覚または、視覚に障害のある方からの申し込みも可。

4 定員

20人 ※定員を超えた場合には、選考を行なう。

5 会場

埼玉県障害者交流センター

(さいたま市浦和区大原 3-10-1)

埼玉聴覚障害者情報センター

(さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2階)

毎週木曜日 午前10時00分～午後3時00分および

午前10時00分～午後4時00分

※会場はまた、変更になる場合があります。

また、状況により上記2会場以外で開催される場合があります。

6 回数、講習時間

37回（開講式を除く） 84時間

7 日程

別紙日程表の通り

8 受講申込み方法

(1) 受付期間 令和5年5月9日(火)～6月9日(金)

(2) 申込み先

別紙の「令和5年度埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会
申込書」を埼玉聴覚障害者情報センター福祉支援部に郵送(消印有効)
または持参する。

(3) 申込書の配布

埼玉聴覚障害者情報センターの他、市町村障害福祉担当課・市町村
社会福祉協議会等において配布する。

9 受講決定

受講希望者が多数の場合は選考により対象者を決定し、6月16日(金)ま
でに各人に通知する。このため、84円切手を貼付した封筒に宛名を明記
した上、申込書に添えて提出する。

10 受講証書の交付

全講習のうち、8割以上(全84時間中68時間)かつ指定された「重点
実習※」に8割以上(重点実習28時間中23時間)出席した者に対し受講
証書を交付する。

受講証書の交付を受けたものは、埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員し
て登録することができる。

11 受講料

受講料は、無料とする。

ただし、講習教材および実習の際の費用は、受講者負担とする。

12 その他

筆記用具等は、各自持参すること。

埼玉聴覚障害者情報センター 担当 山田・佐々木 〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 TEL 048-814-3351 FAX 048-814-3352

令和5年度埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会

回数	日にち	曜日	時間帯	回数	日にち	曜日	時間帯
1	6月29日	木	午前	21	9月14日	木	午前
2			午後	22			午後
3	7月6日	木	午前	23	9月21日	木	午前
4			午後	24			午後
5	7月13日	木	午前	25	9月28日	木	午前
6			午後	26			午後
7	7月20日	木	午前	27	10月5日	木	午前
8			午後	28			午後
9	7月27日	木	午前	29	10月12日	木	午前
10			午後	30			午後
11	8月3日	木	午前	31	10月19日	木	午前
12			午後	32			午後
13	8月10日	木	午前	33	10月26日	木	午前
14			午後	34			午後
15	8月24日	木	午前	35	11月2日 閉講式	木	午前
16			午後	36			午後
17	8月31日	木	午前	37	11月9日	木	午前
18			午後	予備日			午後
19	9月7日	木	午前	予備日	11月16日	木	午前
20			午後				午後

※日程や会場は変更する場合があります。

	その他	
--	-----	--